

四半期報告書

(第100期第3四半期)

自 平成26年10月1日

至 平成26年12月31日

テルモ株式会社

目 次

	頁
表 紙	1
第一部 企業情報	
第1 企業の概況	
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	
1 事業等のリスク	3
2 経営上の重要な契約等	3
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
第3 提出会社の状況	
1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	7
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	10
(4) ライツプランの内容	10
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	10
(6) 大株主の状況	11
(7) 議決権の状況	12
2 役員の状況	12
第4 経理の状況	13
1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	14
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	16
四半期連結損益計算書	16
四半期連結包括利益計算書	17
2 その他	23
第二部 提出会社の保証会社等の情報	24

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年2月12日
【四半期会計期間】	第100期第3四半期（自平成26年10月1日至平成26年12月31日）
【会社名】	テルモ株式会社
【英訳名】	TERUMO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 新宅 祐太郎
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目44番1号
【電話番号】	03（3374）8111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務部長 兼 経理部担当 西端 亮
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号東京オペラシティタワー49F
【電話番号】	03（6742）8500（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務部長 兼 経理部担当 西端 亮
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第99期 第3四半期連結 累計期間	第100期 第3四半期連結 累計期間	第99期
会計期間	自平成25年4月1日 至平成25年12月31日	自平成26年4月1日 至平成26年12月31日	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日
売上高 (百万円)	345,260	363,201	467,359
経常利益 (百万円)	49,919	58,689	63,802
四半期(当期)純利益 (百万円)	36,896	33,426	34,096
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	83,517	91,204	71,166
純資産額 (百万円)	511,406	578,726	496,245
総資産額 (百万円)	863,324	1,027,606	832,814
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	97.16	88.02	89.78
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	97.15	87.40	89.78
自己資本比率 (%)	59.2	56.3	59.6

回次	第99期 第3四半期連結 会計期間	第100期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成25年10月1日 至平成25年12月31日	自平成26年10月1日 至平成26年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	45.92	30.41

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 当社は、平成26年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日～平成26年12月31日まで）における医療市場を概観すれば、海外は、米国で医療機関の設備投資・稼働率の回復が見られますが、欧州・新興国では医療費抑制の動きや価格圧力が依然継続しています。国内は11月25日に医薬品医療機器等法、再生医療等安全性確保法が施行され、安全対策の強化、審査の迅速化、また世界に先駆けた革新的医薬品・医療機器の創出や再生医療の実用化へ向けた環境整備が進んでいます。当社においても、この新法に則り、虚血性心疾患による重症心不全を対象とした骨格筋芽細胞シートについて、再生医療等製品として製造販売承認申請を行いました。

このような環境の下、当社グループでは「世界で存在感のある企業になる」という目標を掲げ、カンパニー経営を軸に、持続的かつ収益性のある成長を目指して経営を推進しております。各カンパニーにおける主なポイントは以下の通りです。

- 心臓血管カンパニーは、海外におけるカテーテルシステムやニューロバスキュラー事業が二桁の伸長、加えて第1四半期に欧州で販売を開始した薬剤溶出型冠動脈ステント「Ultimaster」が順調に拡大しました。
- ホスピタルカンパニーは、第3四半期に収益性の高い糖尿病関連や製薬企業向けB2Bビジネスの売上が増加したことで、ポートフォリオミックスが改善され収益性が向上しました。
- 血液システムカンパニーは、欧米において厳しい環境が続きましたが、血液自動製剤システムやアフレスシス治療が海外で引き続き伸長しました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

<心臓血管カンパニー>

国内では、ニューロバスキュラー事業の新製品を中心に売上を拡大しましたが、カテーテルシステムなどで公定価改定の影響があり前年同期比で2.1%の減収となりました。海外ではカテーテルシステムのTRI（手首の血管から冠動脈にアプローチするカテーテル手技）が欧米やアジアで好調に推移し、ニューロバスキュラー事業は各地域で引き続き堅調でした。

その結果、心臓血管カンパニーの売上高は前年同期比9.9%増の1,680億円となりました。

<ホスピタルカンパニー>

国内では、薬価改定や、消費税引き上げおよび医療保険制度の改定による影響があり、前年同期比2.0%の減収となりました。海外では製薬企業向けB2Bビジネス、糖尿病関連が拡大し、前年同期比で1.7%増となりました。

その結果、ホスピタルカンパニーの売上高は前年同期比1.2%減の1,225億円となりました。

<血液システムカンパニー>

国内では献血数の減少による需要変動の影響もあり減収となりました。一方、海外では全血採血関連、成分採血システム、アフエレシス治療、それぞれで好調に推移しました。

その結果、血液システムカンパニーの売上高は前年同期比6.1%増の727億円となりました。

第1四半期連結会計期間より、カンパニー経営の進化に伴い、従来の報告セグメントである「心臓血管事業」「ホスピタル事業」「血液システム事業」をそれぞれ「心臓血管カンパニー」「ホスピタルカンパニー」「血液システムカンパニー」に名称変更しております。なお、当該セグメントの名称変更によるセグメント情報に与える影響はありません。

また、当社グループは、海外子会社の業績管理区分を一部見直したため、平成26年10月1日より、連結子会社であるハーベストテクノロジーズCorp. およびハーベストテクノロジーズGmbHに係る収支を、従来の「心臓血管カンパニー」から「血液システムカンパニー」の報告セグメントに含めて記載する方法に変更しております。前第3四半期連結累計期間のセグメント情報は、変更後の報告セグメント区分に基づき作成したものを開示しております。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第3四半期連結会計期間末の総資産は前連結会計年度末に比べ1,948億円増加して10,276億円となりました。

流動資産は、転換社債型新株予約権付社債の発行及び為替影響等により、1,355億円増加して4,464億円となりました。

固定資産は成長投資および為替影響等により、576億円増加して5,779億円となりました。有形固定資産は生産投資等により190億円増加、無形固定資産は334億円増加、投資その他の資産は51億円増加となりました。

(負債)

負債の部は、転換社債型新株予約権付社債の発行等により、1,123億円増加して4,489億円となりました。

(純資産)

純資産の部は、825億円増加して5,787億円となりました。

この結果、自己資本比率は前連結会計年度末と比べ3.3ポイント減少し、56.3%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本指針を定めております。その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は経営支配権の異動を通じた企業活動や経済の活性化を否定するものではありません。また、大規模買付行為が開始された場合において、これを受け入れるかどうかは、原則として、当社株主の皆様ご判断に委ねられるべきものであると考えております。しかしながら、当社は、大規模買付行為またはこれに関する提案につきましては、当社株主の皆様が、当該大規模買付者の事業内容、事業計画、さらには過去の投資行動等から、当該大規模買付行為または提案の企業価値及び株主の皆様ご利益への影響を慎重に判断する必要があると認識しております。そのためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から、当社株主の皆様が必要かつ十分な情報、意見、提案などの提供と、それらを検討するための必要かつ十分な時間が確保される必要があると考えます。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針に定める手続を設定し、大規模買付者に対してかかる手続の遵守を求めるものとし、大規模買付者がこの手続を遵守しない場合、あるいは遵守した場合でも、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかであるときや、企業価値及び株主の皆様ご利益を著しく損なうときには、当社取締役会として一定の措置を講ずる方針です。

2. 基本方針の実現に資する取組み

1) 当社の企業価値及び株主の皆様ご利益向上に向けた取組み

① 企業理念と経営の基本姿勢

当社は、大正10年の創業以来、「医療を通じて社会に貢献する」との企業理念のもと、日本の医療機器業界をリードする企業として、医療の進歩や安全性の向上とともに、企業価値及び株主の皆様ご利益の向上に誠実に努めることを経営の基本方針としており、現在では、世界160か国以上に高品質な医療機器を供給しております。

② 具体的な取組み

先進国における市場成長の鈍化と医療費抑制の動き、新興国における価格圧力など、世界の医療機器産業を取り巻く市場環境は転換期を迎えていますが、当社の参入領域は、今後も成長が期待できる領域であると考えております。例えば、カテーテルを用いた血管内治療は、治療の低侵襲化という流れに即して、心臓の血管だけではなく、脳や下肢など全身の血管に広がっています。また、血液の分野においては輸血療法に加え、免疫疾患などアフェレシス治療の需要も高まっています。さらに、ホスピタル分野では、医療事故や感染を防止するセーフティ化、痛みの少ない注射針のニーズが現場ですます高まっています。このような新たな市場ニーズを成長の機会として捉え、企業理念である医療を通じて社会への貢献を実現するべく、持続的かつ収益性のある成長を続けると同時に、医療現場のニーズに合致した製品開発でイノベーションを起こし、「世界で存在感のある企業」を目指してまいります。

2) 当社の社会的使命

当社は医療機器のリーディングカンパニーとして、長年にわたって医療現場と信頼関係を築き、医療を通じて社会に貢献してまいりました。優れた製品やサービス・システムを高い品質で安定的に供給すること、そして、患者さんや医療従事者の視点に立ち、医療を取り巻く様々な社会的課題の解決に向けて積極的に挑戦することが、最も重要な当社の社会的責任であると考えています。このような考え方のもと、当社は引き続き、製品の供給や品質の確保において世界の医療供給体制の中で重要な役割を担い、医療現場に安全と安心を提供してまいります。

不適切な買収行為により、当社製品の供給や品質に問題が生じた場合、社会の人々の生命や健康に深刻な影響を及ぼす可能性も否定できません。そのような事態を招くことなく、社会と医療現場からの長年の信頼を維持向上させる安定的経営は、当社の企業価値・株主の皆様共同の利益にもかなうこととなります。

3) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、継続的な企業価値の向上と、株主の皆様をはじめとしたステークホルダーの利益の向上のために不可欠な仕組みとして、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要な課題に掲げております。

取締役の経営責任を明確にするとともに、経営環境の変化に機動的に対応する最適な経営体制を確保するため、取締役の任期は1年としています。また、経営の客観性と透明性の確保を図るため、独立した立場の社外取締役3名（全取締役13名）及び社外監査役2名（全監査役4名）を選任するとともに、コーポレート・ガバナンス体制の充実、取締役等の候補者の推薦及び報酬体系について審議する「コーポレート・ガバナンス委員会」を設置しています。委員の半数以上は東京証券取引所の独立役員要件を満たす社外取締役とし、また、委員長は社外取締役が務めることとしております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を著しく損なうような買収等を未然に防止するため、平成20年4月30日開催の当社取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）を導入することに関して決議を行い、平成20年6月27日開催の当社第93期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。

その後、当社は平成23年5月11日開催の当社取締役会において、所要の変更を加えて買収防衛策の更新を決議し、平成23年6月29日開催の当社第96期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいております（かかる更新後のプランを「旧プラン」といいます）。

旧プランの有効期限が到来することから、買収防衛策に関する議論の動向等を踏まえて検討した結果、平成26年5月8日開催の当社取締役会において、買収防衛策の更新（以下「本プラン」といいます）を決議し、平成26年6月24日開催の当社第99期定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂いております。本プランの詳細については、当社ホームページ掲載のプレスリリースをご参照ください。

（アドレス <http://www.terumo.co.jp/pressrelease/baishubouei.html>）

4. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記2に記載した、当社の目標の実現に向けた成長戦略の着実な実行は、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益を確保・向上させるものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、上記3に記載した本プランは、大規模買付者に対して事前に必要情報の提供及び一定の検討期間の確保を求めることにより、株主の皆様が大規模買付行為に必ずしも賛成か否かにつき慎重に判断される機会を確保することを目的とするものであり、基本方針に沿うものと考えます。更に、本プランについては、a) 株主及び投資家の皆様ならびに大規模買付者の予見可能性を高めるため、事前の開示がなされていること、b) 平成26年6月24日開催の株主総会において株主の皆様のご承認を頂いていること、c) 経営者の保身目的での濫用防止のため、独立委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合、独立委員会の勧告に従った上で判断を行うものとしていること等から、株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、209億円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,519,000,000
計	1,519,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	379,760,520	379,760,520	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	379,760,520	379,760,520	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権付社債は次のとおりであります。

2019年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(2014年11月18日取締役会決議)	
新株予約権の数(個)	5,000個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,843,565株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり3,893円(注)3
新株予約権の行使期間	2014年12月18日～2019年11月20日 (行使請求受付場所現地時間)(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 発行価格及び資本組入れ額(円)	発行価格 3,893円 資本組入れ額 1,947円(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	—
代用払込に関する事項	(注)7
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8

(注) 1 本社債の額面金額10百万円につき1個とする。

2 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(注)3記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

3 (1)各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(2)転換価額は、3,893円とする。

(3)転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、本新株予約権付社債の要項に定める算式により調整される。

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- 4 (1) 本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、本新株予約権社債の事項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、(2) 当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、本社債が消却される時まで、また(3) 本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2019年11月20日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日(同日を含む。))から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日(同日を含む。))までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

- 5 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- 6 (1) 各本新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 2019年9月5日(同日を含まない。)までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日(但し、2019年7月1日に開始する四半期に関しては、2019年9月4日)までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①、②および③の期間は適用されない。
- ①(i) 株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関(以下「R&I」という。)による当社の発行体格付若しくは本新株予約権付社債の格付がBBB+以下である期間、(ii) R&Iにより当社の発行体格付若しくは本新株予約権付社債の格付が付与されなくなった期間、又は(iii) R&Iによる当社の発行体格付若しくは本新株予約権付社債の格付が停止若しくは撤回されている期間
- ② 当社が、本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間(但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)
- ③ 当社が組織再編等を行うにあたり、上記(注)4記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知が最初に要求される日(同日を含む。)から当該組織再編等の効力発生日(同日を含む。)までの期間
- なお、一定の日における当社普通株式の「終値」とは、東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。
- 7 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
- 8 (1) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継および交付については、(i) その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii) そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii) 当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(1)に記載の当社の努力義務は、当社が本新株予約権付社債の受託会社に対して承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されない。
- 「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債および/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

- (2)当社は、上記(1)の定めに従い本社債および本新株予約権付社債にかかる信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 (2014年11月18日取締役会決議)	
新株予約権の数 (個)	5,000個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	12,843,565株 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1株あたり3,893円 (注) 3
新株予約権の行使期間	2014年12月18日～2021年11月22日 (行使請求受付場所現地時間) (注) 4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 3,893円 資本組入額 1,947円 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項	—
代用払込に関する事項	(注) 7
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 8

(注) 1 本社債の額面金額100万円につき1個とする。

- 2 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(注)3記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
- 3 (1)各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
(2)転換価額は、3,893円とする。
(3)転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、本新株予約権付社債の要項に定める算式により調整される。
また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。
- 4 (1)本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、本新株予約権付社債の事項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、(2)当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、本社債が消却される時まで、また(3)本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2021年11月22日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

- 5 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- 6 (1)各本新株予約権の一部行使はできない。
- (2)2021年9月7日(同日を含まない。)までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日(但し、2021年7月1日に開始する四半期に関しては、2021年9月6日)までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①、②および③の期間は適用されない。
- ①(i)株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関(以下「R&I」という。)による当社の発行体格付若しくは本新株予約権付社債の格付がBBB+以下である期間、(ii)R&Iにより当社の発行体格付若しくは本新株予約権付社債の格付が付与されなくなった期間、又は(iii)R&Iによる当社の発行体格付若しくは本新株予約権付社債の格付が停止若しくは撤回されている期間
- ②当社が、本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間(ただし、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)
- ③当社が組織再編等を行うにあたり、上記(注)4記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知が最初に要求される日(同日を含む。)から当該組織再編等の効力発生日(同日を含む。)までの期間
- なお、一定の日における当社普通株式の「終値」とは、東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。
- 7 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
- 8 (1)組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継および交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(1)に記載の当社の努力義務は、当社が本新株予約権付社債の受託会社に対して承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されない。
- 「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債および/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。
- (2)当社は、上記(1)の定めに従い本社債および本新株予約権付社債にかかる信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年10月1日～ 平成26年12月31日	—	379,760,520	—	38,716	—	52,103

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 14,800	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 379,602,500	3,796,025	—
単元未満株式	普通株式 143,220	—	—
発行済株式総数	379,760,520	—	—
総株主の議決権	—	3,796,025	—

（注）「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,200株（議決権の数12個）が含まれております。

② 【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（％）
テルモ株式会社	東京都渋谷区幡ヶ谷 二丁目44番1号	14,800	—	14,800	0.0
計	—	14,800	—	14,800	0.0

2 【役員】の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	95,618	119,658
受取手形及び売掛金	101,520	109,398
有価証券	—	90,000
たな卸資産	93,966	105,324
繰延税金資産	12,340	13,474
その他	8,933	10,265
貸倒引当金	△1,394	△1,681
流動資産合計	310,985	446,440
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	54,215	61,379
機械装置及び運搬具（純額）	43,916	45,885
土地	21,757	22,048
リース資産（純額）	406	839
建設仮勘定	27,974	36,346
その他（純額）	9,483	10,291
有形固定資産合計	157,755	176,791
無形固定資産		
のれん	154,161	170,588
顧客関連資産	93,968	105,185
その他	56,626	62,376
無形固定資産合計	304,756	338,150
投資その他の資産		
投資有価証券	37,954	44,631
繰延税金資産	5,323	264
退職給付に係る資産	2,573	5,260
その他	11,969	12,802
投資その他の資産合計	57,820	62,958
固定資産合計	520,332	577,900
繰延資産		
繰延資産合計	1,496	3,265
資産合計	832,814	1,027,606

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	38,147	37,979
短期借入金	※ 260	※ 423
1年内返済予定の長期借入金	4,652	5,440
リース債務	225	162
1年内償還予定の社債	40,000	40,000
未払法人税等	18,401	9,706
繰延税金負債	94	63
賞与引当金	4,849	2,715
役員賞与引当金	109	90
設備関係支払手形及び未払金	8,425	7,787
その他	45,769	49,167
流動負債合計	160,936	153,536
固定負債		
社債	40,000	40,000
転換社債型新株予約権付社債	—	100,245
長期借入金	76,769	84,658
リース債務	299	276
繰延税金負債	47,795	52,159
役員退職慰労引当金	66	66
退職給付に係る負債	3,124	4,395
資産除去債務	220	232
その他	7,354	13,308
固定負債合計	175,632	295,343
負債合計	336,568	448,880
純資産の部		
株主資本		
資本金	38,716	38,716
資本剰余金	52,103	52,103
利益剰余金	353,600	378,272
自己株式	△24	△33
株主資本合計	444,396	469,059
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	11,269	15,481
繰延ヘッジ損益	△2	—
為替換算調整勘定	43,377	96,949
退職給付に係る調整累計額	△2,816	△2,827
その他の包括利益累計額合計	51,828	109,603
新株予約権	20	62
純資産合計	496,245	578,726
負債純資産合計	832,814	1,027,606

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
売上高	345,260	363,201
売上原価	166,599	172,522
売上総利益	178,661	190,678
販売費及び一般管理費	130,409	137,808
営業利益	48,251	52,869
営業外収益		
受取利息	287	378
受取配当金	226	247
受取ロイヤリティー	81	124
為替差益	4,664	8,098
持分法による投資利益	96	10
その他	776	989
営業外収益合計	6,131	9,848
営業外費用		
支払利息	1,124	896
売上割引	479	513
たな卸資産処分損	75	239
その他	2,784	2,378
営業外費用合計	4,464	4,028
経常利益	49,919	58,689
特別利益		
固定資産売却益	7	490
事業譲渡益	299	—
債務勘定整理益	—	1,974
受取和解金	6,000	—
特別利益合計	6,307	2,465
特別損失		
固定資産処分損	216	419
減損損失	561	1,450
関係会社整理損	—	549
事業再編損	—	6,420
役員退職慰労金	33	—
事業整理損	881	—
特別損失合計	1,693	8,839
税金等調整前四半期純利益	54,533	52,315
法人税、住民税及び事業税	18,041	21,133
法人税等調整額	△434	△2,243
法人税等合計	17,606	18,889
少数株主損益調整前四半期純利益	36,926	33,426
少数株主利益	30	—
四半期純利益	36,896	33,426

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	36,926	33,426
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	4,450	4,211
繰延ヘッジ損益	△16	2
為替換算調整勘定	42,158	53,571
退職給付に係る調整額	—	△10
持分法適用会社に対する持分相当額	△2	3
その他の包括利益合計	46,590	57,778
四半期包括利益	83,517	91,204
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	83,530	91,204
少数株主に係る四半期包括利益	△13	—

【注記事項】

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第3四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る資産が3,509百万円増加し、利益剰余金が2,258百万円増加しております。また、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ474百万円増加しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

※当社においては、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行4行と貸出コミットメント契約を締結しております。四半期連結会計期間末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
貸出コミットメントの総額	15,000百万円	15,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	15,000	15,000

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
減価償却費	22,170百万円	22,521百万円
のれんの償却額	7,107	7,554

(株主資本等関係)

I 前第3四半期連結累計期間（自平成25年4月1日 至平成25年12月31日）

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月26日 定時株主総会	普通株式	4,177	22	平成25年3月31日	平成25年6月27日	利益剰余金
平成25年11月6日 取締役会	普通株式	5,506	29	平成25年9月30日	平成25年12月9日	利益剰余金

II 当第3四半期連結累計期間（自平成26年4月1日 至平成26年12月31日）

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月24日 定時株主総会	普通株式	5,506	29	平成26年3月31日	平成26年6月25日	利益剰余金
平成26年11月5日 取締役会	普通株式	5,506	14.5	平成26年9月30日	平成26年12月8日	利益剰余金

(注) 当社は平成26年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。なお平成26年6月24日定時株主総会決議に基づく1株当たり配当金額については、基準日が平成26年3月31日であるため、平成26年4月1日付の株式分割は加味していません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	心臓血管 カンパニー	ホスピタル カンパニー	血液システム カンパニー	合計		
売上高						
外部顧客への売上高	152,839	123,911	68,541	345,292	△31	345,260
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	152,839	123,911	68,541	345,292	△31	345,260
セグメント利益	30,587	16,215	3,068	49,870	△1,618	48,251

(注) 1. セグメント利益の調整額△1,618百万円には、たな卸資産の調整額△626百万円、その他△992百万円が含まれております。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「心臓血管カンパニー」セグメントにおいて、収益性が低下した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間においては561百万円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

Ⅱ 当第3四半期連結累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	心臓血管 カンパニー	ホスピタル カンパニー	血液システム カンパニー	合計		
売上高						
外部顧客への売上高	168,041	122,466	72,693	363,201	—	363,201
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	168,041	122,466	72,693	363,201	—	363,201
セグメント利益	32,677	16,497	2,722	51,897	972	52,869

(注) 1. セグメント利益の調整額972百万円には、たな卸資産の調整額△478百万円、その他1,450百万円が含まれております。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「心臓血管カンパニー」セグメントにおいて、収益性が低下した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間においては1,450百万円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

(報告セグメントの区分方法の変更)

当社グループは、海外子会社の業績管理区分を一部見直したため、平成26年10月1日より、連結子会社であるハーベストテクノロジーズCorp.およびハーベストテクノロジーズGmbHに係る収支を、従来の「心臓血管カンパニー」から「血液システムカンパニー」の報告セグメントに含めて記載する方法に変更しております。

(報告セグメントの名称変更)

第1四半期連結会計期間より、カンパニー経営の進化に伴い、従来の報告セグメントである「心臓血管事業」「ホスピタル事業」「血液システム事業」をそれぞれ「心臓血管カンパニー」「ホスピタルカンパニー」「血液システムカンパニー」に名称変更しております。なお、当該セグメントの名称変更によるセグメント情報に与える影響はありません。

(事業セグメントの利益又は損失の測定方法の変更)

前第4四半期連結会計期間より、平成25年3月期に事業譲渡した在宅酸素・輸液ポンプ事業および、平成26年3月期に戦略的提携を行った次世代型補助人工心臓システム等に係る売上高・費用に関して、これらを調整額へ含める方法に変更しております。

なお、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報については、これらの変更を反映したものを開示しております。これにより従来の方法によった場合に比べ、前第3四半期連結累計期間のセグメント利益が「心臓血管カンパニー」で505百万円増加し、「ホスピタルカンパニー」で3百万円減少し、「血液システムカンパニー」で26百万円増加し、「調整額」で528百万円減少しております。

(企業結合等関係)

重要性が乏しいため注記を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額(円)	97.16	88.02
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	36,896	33,426
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	36,896	33,426
普通株式の期中平均株式数(千株)	379,752	379,745
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額(円)	97.15	87.40
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	△2
(うち、社債発行差金の償却額 (税額相当額控除後)(百万円))(注)2	—	(△2)
普通株式増加数(千株)	12	2,653
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 1. 平成26年4月1日を効力発生日として、株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。このため前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

2. 社債額面金額よりも高い価額で発行したことによる当該差額に係る当第3四半期連結累計期間償却額(税額相当額控除後)であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(1) 中間配当

平成26年11月5日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額・・・・・・・・・・5,506百万円

(ロ) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・14円50銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・・・・・平成26年12月8日

(注) 平成26年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行っております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月12日

テルモ株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大塚 敏弘 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永井 勝 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているテルモ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、テルモ株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。